

令和5年7月28日
 子ども・若者部
 児童相談支援課

児童養護施設等措置費支払い事務等に係る共同処理組織の設置について

1 主旨

特別区児童相談所の設置に伴い、都と特別区では、児童養護施設、乳児院及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）が偏在している状況等も踏まえ、都内の児童相談所設置自治体が所管する児童養護施設等を相互に活用することとし、協定書を締結し運用している。

この際、児童養護施設等の利用に伴って必要となる措置費の支払いにかかる事務について、児童相談所を設置する特別区（以下「児童相談所設置区」という。）全体で一元的に行うための共同処理組織を、地方自治法第252条の7に基づく「機関等の共同設置」の手法により設置する。

2 経緯と課題

- 児童養護施設等は、毎月の措置費の請求額を協定書に定める按分方法により、受託している児童の措置自治体ごとに算定し請求を行っている。
- このことについては、平成28年改正児童福祉法により特別区の児童相談所の開設が見込まれた段階から、請求先が都だけである従来と比べ、請求書の作成や挙証資料の仕分け等といった事務負担の増加も見込まれることから、児童養護施設等で構成される東京都社会福祉協議会児童部会等から措置費の支払い事務の一元化を求める要望が特別区長会あてに行われていた。
- これを受けて、児童相談所開設区や区長会事務局で対応を検討したが、支払事務を一元化することの可否について、関係省庁から明確な判断が示されなかったことや、当面の開設区が限られていることなどから、令和2年4月の段階では、支払事務の一元化は行わず、区ごとに施設からの請求を受け、措置費の支払いを行うこととし、引き続き検討することとしていた。
- しかしながら、児童相談所の開設区は現時点で7区となり、来年度中には9区に達する予定であり、現在の手法のままでは児童養護施設等の事務負担がさらに増加し、ひいては支払い事務に支障をきたす恐れもある。

（参考）児童相談所開設区と開設年月（令和6年度末時点：合計9区【予定】）

令和2年4月：世田谷区、江戸川区	令和2年7月：荒川区	令和3年4月：港区
令和4年4月：中野区	令和4年7月：板橋区	令和5年2月：豊島区
令和5年10月（予定）：葛飾区	令和6年10月（予定）：品川区	

- ・くわえて、児童相談所設置自治体が増えることにより、措置費等に係る制度改正や整理が必要となる課題等への対応がこれまで以上に煩雑となり、決定までに要する時間も長くなることが想定されるとともに、各児童相談所設置区が当該事務を処理するための体制を個々に整備することになるため、特別区全体で見た場合には、都が単一で処理していた時代と比べより多くの人員が必要となる。
- ・こうした状況を受け、児童相談所開設区と区長会事務局とで引き続き検討を進めるとともに国への照会も重ねた結果、関係省庁から「措置費は、児童福祉法により措置元自治体に支弁義務が課せられていることから、それが担保されるのであれば、共同処理も可能」という回答を得ることができた。

3 今後の方向性

以上の課題を解決するため、共同設置された機関等が、各地方公共団体の共通としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果が、各地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの地方公共団体に帰属する、地方自治法第 252 条の 7 に基づく「機関等の共同設置」の手法により内部組織（課）を共同設置し、児童相談所設置区全体で措置費の支払事務を集約する。

これにより児童養護施設等の事務負担を軽減するとともに、児童相談所設置区における措置費にかかる支払事務を効率的に行い、制度改正や課題への対応に係る手続きの簡素化・迅速化を図っていく。

4 共同処理組織の概要

(1) 設置年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 共同処理組織（内部組織）の名称

措置費共同経理課

(3) 設置根拠及び手続き

地方自治法第 252 条の 7 に基づく「機関等の共同設置」による内部組織の共同設置

※内部組織を共同設置する特別区（以下「関係区」という。）が協議して規約（（別紙）

「児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約（案）」参照）を定める。

※規約を定めるための協議にあたっては、関係区の議会での議決が必要となる。

○地方自治法

(機関等の共同設置)

第 252 条の 7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第 138 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第 252 条の 13 において「議会事務局」という。）、第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員、同条第 3 項に規定する附属機関、第 156 条第 1 項に規定する行政機関、第 158 条第 1 項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第 252 条の 13 において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第 174 条第 1 項に規定する専門委員又は第 200 条の 2 第 1 項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 (省略)

3 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前二項の場合について、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合について、それぞれ準用する。

(協議会の設置)

第 252 条の 2 の 2

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(4) 執務室

東京区政会館内（千代田区飯田橋 3 - 5 - 1）

(5) 共同処理組織で行う事務

乳児院、児童養護施設（都立含む）、自立援助ホームにかかる措置費支払い事務

(具体的な事務の内容)

措置費請求シートの調整、各月の支弁額の算出、自治体間（都含む）の調整、各施設種別の支弁基準の改正案作成、加算の認定（申請依頼発出、申請書の受付）等

(6) 幹事区

幹事区の位置づけ	措置費共同経理課の事務処理を実際に担う幹事となる区 ※措置費共同経理課の課長は幹事区から選任する
幹事区の取扱い	3年ごとの「輪番制」 ※幹事区は輪番とするが、執務場所は固定とする
幹事区を担う順番	特別区児童相談所設置順 ※江戸川区(R6～)→世田谷区(R9～)→荒川区(R12～)→ 港区→中野区→板橋区→豊島区→葛飾区→品川区→(予定)

(7) 職員体制

措置費共同経理課の職員	児童相談所を設置する各区から派遣する。 ※規約に基づき、関係区の長の協議により選定した候補者を幹事区の長が選任することにより幹事区の職員の身分も有する。
組織体制	1課2係（令和6年4月時点では課長含め11名体制を予定） ※職員数は、児童相談所設置区の増加に伴い見直す予定
職員の身分上の取扱い	幹事区の諸規定に従う

※世田谷区からの派遣職員数（予定）

令和6・7年度	職員1名
令和8年度	係長級1名
令和9～11年度（幹事区）	課長級1名・係長級1名・職員1名

(8) 予算

会計の取扱い	幹事区の諸規定に従う
開設準備経費	設置に要する経費は、令和6年度の関係区で均等に負担
関係区の出金負担方法	【措置費相当分】 区別に積算した金額を負担 【人件費・その他経費】 関係区による均等割

5 概算経費

(1) 開設準備経費（令和5年度）

451千円（特別区協議会分担金、LAN回線敷設工事費、電話関連配線工事費、消耗品等）

(2) 分担金（令和6年度）

774,519千円

（内訳）措置費相当分 767,137千円

（特財：385,219千円（国庫負担金：379,070千円 入所者負担金：6,149千円））

人件費 7,093千円

賃料 289千円

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年9月 子ども・若者施策推進特別委員会報告（規約案）

第3回定例会提案（規約案）

令和6年4月 共同処理組織の設置

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約（案）

（共同設置する特別区）

第1条 港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。

（名称）

第2条 関係区が共同設置する内部組織の名称は、措置費共同経理課とする。

（執務場所）

第3条 措置費共同経理課の執務場所は、東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館内とする。

（幹事となる特別区）

第4条 措置費共同経理課で処理する事務の幹事となる特別区（以下「幹事区」という。）は、関係区の長の協議により定める。

（処理する事務）

第5条 措置費共同経理課で処理する事務は、次に掲げるものとする。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁に関する事務で関係区の長の協議により定めたもの
- （2） 前号に掲げる事務に付随する事務で関係区の長の協議により定めたもの
- （3） 前2号に掲げるもののほか、関係区の権限に属する事務で関係区の長の協議により定めたもの

（職員の選任方法）

第6条 措置費共同経理課の職員は、関係区の長の協議により定める職員の候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任する。ただし、幹事区の長が幹事区の職員から候補者を定めるときは、当該候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任することができる。

2 幹事区の長は、前項の規定により選任された職員の氏名及び職歴を、幹事区以外の関係区（以下「他区」という。）の長に通知しなければならない。

3 幹事区の長は、措置費共同経理課の職員に欠員が生じたときは、速やかにその旨を他区の長に通知するとともに、第1項の例により措置費共同経理課の職員を選任するものとする。

（職員の身分取扱い）

第7条 措置費共同経理課の職員は、幹事区の職員の身分を有するものとして

取り扱う。

(負担金)

第8条 措置費共同経理課に関する関係区の負担金の額、精算の時期及び精算の方法(以下「負担金の額等」という。)は、関係区の長の協議により定める。

(予算)

第9条 第5条各号に掲げる事務に係る国庫負担金等の歳入予算及び前条に規定する負担金の歳出予算は、関係区のそれぞれの予算に計上する。

2 措置費共同経理課に関する歳入予算及び歳出予算(前条に規定する負担金の歳出予算を除く。)は、幹事区の予算に計上する。

(決算)

第10条 措置費共同経理課に係る決算の対応については、関係区の長の協議により定める。

(監査)

第11条 措置費共同経理課に係る監査の対応については、関係区の長の協議により定める。

(条例等の調整)

第12条 関係区の長は、措置費共同経理課で処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するよう努めなければならない。

(協定の締結)

第13条 関係区の長は、第4条に規定する幹事区、第5条に規定する処理する事務、第8条に規定する関係区の負担金の額等、第10条に規定する決算及び第11条に規定する監査について、別に協定を締結するものとする。

2 関係区の長は、前項の協定を締結したときは、その協定の内容を公表するものとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、措置費共同経理課に係る事務に関し必要な事項は、関係区の長の協議により定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。